

誓 約 書

年 月 日

（宛先）座間市長

利用者 住所

氏名



緊急通報システム事業の利用に当たり、座間市緊急通報システム事業実施要綱及び次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 緊急通報機器は、適切に管理し、使用すること。
- 2 緊急通報機器は、他に貸与又は譲渡しないこと。
- 3 緊急通報を発した場合、通報を受けた者及びその関係者が自己の住居に立ち入ることを認めること。
- 4 緊急通報を発した場合、通報を受けた者及びその関係者が自己の住居に立ち入る際に、やむを得ず住居の一部を破損しても修復等の賠償の請求をしないこと。
- 5 緊急通報機器を自己の責めに帰すべき理由により毀損した場合、直ちに市に報告するとともに、自己の責任において毀損する前の状態に修復すること。
- 6 緊急通報機器を必要としなくなった場合、速やかに市に申し出ること。
- 7 緊急通報システム事業の受託者からの機器等の使用料の請求に対しては、遅延なくこれを支払うこと。
- 8 その他緊急通報機器の取扱いについては、市の指示に従うこと。